

第 7 章 東海地震応急対策

第7章 東海地震応急対策

第1節 目的

東海地震による災害の未然防止と被害の拡大防止を図り、特別防災区域内の住民、特定事業所等における生命、身体及び財産の保全を図るため、大震法の規定に基づき地震災害に関する強化地域に東海地震注意情報が発表された場合、警戒宣言が発令された場合に実施すべき地震防災応急対策について県、尾鷲市（以下この章において「市」という。）及び強化地域内のその他の防災関係機関並びに特定事業者は、この計画に基づいて、それぞれ具体的な事項等を定めるものとする。

なお、警戒宣言発令前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意志決定を行った場合、必要な準備行動を実施するものとする。

強化地域に含まれない防災関係機関及び特定事業者においても同様の対策を取るよう努めるものとする。

第2節 事前の防災対策

強化区域内の防災関係機関及び特定事業者は、東海地震の警戒宣言が発令された場合の混乱を防止し、併せて地震発生時における被害を最小限にとどめるため、事前の防災対策を定めるものとする。

第1 動員計画（要員の確保）

警戒宣言が発令された場合の防災関係機関及び特定事業者の地震防災応急対策の実施にあたっては、必要な要員を速やかに確保する防災体制を整備し十分な要員を配備する。この際、東海地震注意情報が発表された場合も含めて、電話の利用の制限や公共交通機関の通行制限等が行われることも考えられるので、これらを考慮して参集方法等を定めるものとする。また、警戒宣言が長時間継続することも考えられるので、交代防災要員についても配慮した配備体制を定めるものとする。

第2 活動態勢の整備

警戒宣言が発令された場合、防災関係機関及び特定事業者は、地震発生時の対応も含め地震防災応急活動が迅速かつ円滑に実施できる活動態勢の確立を図る。

1 県の措置

県は、東海地震注意情報が発表された場合、情報の的確かつ迅速な収集及び伝達を行う態勢を確立しておく。また警戒宣言が発令された場合は、第2章の規定に基づく体制により、大震法第16条の規定に基づき設置する三重県地震災害警戒本部と連絡を密にして、情報の的確かつ迅速な収集及び伝達を行う態勢とする。

2 市の措置

市は、東海地震注意情報が発表された場合、情報の的確かつ迅速な収集及び伝達を行う態勢を確立しておく。また警戒宣言が発令された場合は、第2章の規定に基づく体制により、大震法第16条の規定に基づき設置する市地震災害警戒本部と連絡を密にして、情報の的確かつ迅速な収集及び伝達を行う態勢とする。

3 消防機関の措置

三重紀北消防組合消防本部（以下この章において「消防本部」という）は、防災本部からの東海地震注意情報、及び東海地震予知情報の発表、警戒宣言の発令に関する情報を特定事業所へ速やかに行える態勢を整え、防災資機材の点検及び出動態勢を前もって確立しておく。

4 その他の防災関係機関の措置

防災関係機関は、東海地震注意情報が発表された場合、または警戒宣言が発令された場合は、第2章の規定に基づく体制により、それぞれの防災応急計画等の定めるところによる活動態勢をあらかじめ確立しておく。

5 特定事業者の措置

特定事業者は、東海地震注意情報が発表された場合、防災規程等に定めるところにより、地震防災応急対策を実施するため自衛防災組織を立ち上げ、必要な防災要員を配備するとともに防災資機材の機動点検、数量確認及び、搬出準備を行う活動態勢を確立しておく。

また、相互応援協定に基づき、自衛防災組織を派遣しまたは応援を求める応援体制を立ち上げ、地震等の広域災害に対応する態勢を確立しておく。

6 防災訓練の実施

防災関係機関及び特定事業者は、大規模な地震を想定し、東海地震注意情報の発表から警戒宣言の発令に伴う地震防災応急対策及び地震・津波に対する災害応急対策を含む訓練を実施する。

7 地震防災教育の実施

防災関係機関及び特定事業者は、地震防災応急対策の実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する情報、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置内容
- (2) 予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 東海地震予知情報が発表された場合及び、地震が発生した場合に具体的取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

8 地震防災の広報

市は、東海地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減を図るための広報活動を実施する。広報の内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する情報、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置内容
- (2) 予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 東海地震予知情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上取るべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法

- (5) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (6) 各地域における津波危険予想地域等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容
- (9) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3節 各機関の実施すべき地震防災応急対策

警戒宣言が発令された場合、防災関係機関、特定事業者等は、あらかじめ定められた地震防災強化計画または地震防災応急計画等に基づき、関係機関との連携を図りながら、地震防災応急対策を迅速かつ的確に行う。

1 県

- (1) 石油コンビナート等防災本部の運営
- (2) 東海地震注意情報の発表または、警戒宣言等その他情報の収集及び伝達
- (3) 緊急輸送の実施または調整
- (4) 市及びその他防災関係機関の防災事務または業務に係る調整
- (5) その他地震防災上の措置

2 県警察

- (1) 避難の指示及び誘導
- (2) 警戒区域の設定及び警戒警備
- (3) 避難路及び緊急輸送路の確保並びに警戒区域への立入制限のため交通規制の実施
- (4) 情報の収集及び伝達
- (5) 社会秩序の維持

3 市及び消防本部

- (1) 現地本部の設置に必要な措置
- (2) 東海地震予知情報、警戒宣言等の特定事業所、住民等への伝達
- (3) 庁内防災組織の設置
- (4) 地震防災上必要な情報の収集、伝達
- (5) 避難の勧告、指示及び誘導、避難者の救護並びに救援物資の供給
- (6) 自衛防災組織及び共同防災組織との連携の確立
- (7) その他地震防災上の措置

4 国の防災関係機関

- (1) 中部近畿産業保安監督部
高圧ガス、火薬類等の保安確保の指導
- (2) 第四管区海上保安本部
 - ア 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、警戒宣言その他地震等に関する情報の伝達及び周知
 - イ 海上における船舶交通の安全確保のため、航行警報、水路通報等の通報
 - ウ 海上の安全確保を図るため、船舶に対し勧告及び命令
 - エ 海上における治安の維持
- (3) 三重労働局
労働災害防止に関する指導・監督
- (4) 中部地方整備局
直轄国道の緊急輸送路の確保

- (5) 中部管区警察局
 - ア 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関する事
 - イ 他管区警察局及び管区内防災機関との連携に関する事
 - ウ 管区内各県警察の相互援助の調整に関する事
 - エ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関する事
 - オ 情報の収集及び連絡に関する事
 - カ 津波警報等の伝達に関する事
- (6) 津地方気象台
 - ア 東海地震に関連する情報の伝達
 - イ 予報及び注意報・警報の発表
- (7) 中部経済産業局
 - 緊急物資の供給、確保の準備

5 特定事業者

- (1) 特定防災施設等の管理強化及び防災組織の設置
- (2) 防災資機材の起動点検・数量等の確認及び搬出準備
- (3) 製造設備、貯蔵設備、用役設備等の点検、維持管理の徹底
- (4) 防災設備の点検
- (5) 緊急時の応急措置の徹底
- (6) 通報連絡体制の確立
- (7) 防災本部への応急対策実施報告書の提出
- (8) その他地震防災上必要な措置

6 防災本部

防災本部は、東海地震注意情報が発表された場合、警戒宣言が発令された場合、災害時対応に準じた活動態勢とする。さらに、必要に応じ現地本部を設置し、総合的な防災活動を実施する体制を整える。

防災本部会議を開催する場合は、県地震災害警戒本部と合同で会議を開催し、一体となって地震防災応急対策を実施するものとする。

7 現地本部

- (1) 組織
 - ア 現地本部は現地本部長及び現地本部員をもって組織し、現地本部長は特別防災区域に存する市の市長とする。
 - イ 現地本部員は、災害規模、態様に応じて本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
 - ウ 現地本部事務局は、基本的には第2章に示すように特別防災区域に存する市及び消防本部の職員のほか、現地本部員の属する機関の職員で構成する。
- (2) 事務
 - ア 情報の収集及び防災本部への報告並びに防災関係機関への伝達
 - イ 防災関係機関等が実施する地震防災応急対策に係る連絡調整
 - ウ 防災関係機関等間の相互の連絡調整
 - エ 地震防災応急対策に必要な事項の実施

(3) 設置場所

現地本部の設置場所は市の庁舎、または消防本部とする。ただし、地震防災応急対策活動の円滑な実施を図るため、現地本部長の判断により適当と認める場所に現地本部を設置することができる。

(4) 現地本部の廃止

警戒解除宣言があった場合、または災害発生後において、現地本部長の意見を聞き、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めた時は現地本部を廃止する。

第4節 警戒宣言等の情報伝達

防災本部は、特別防災区域に東海地震注意情報の発表または、警戒宣言が発令された場合、特定事業所への通報及び防災関係機関に迅速かつ的確に連絡する態勢を整備し、防災応急対策の適切な実施を図るものとする。

なお、防災関係機関への地震情報等の連絡については、県地域防災計画の定めを準用する。

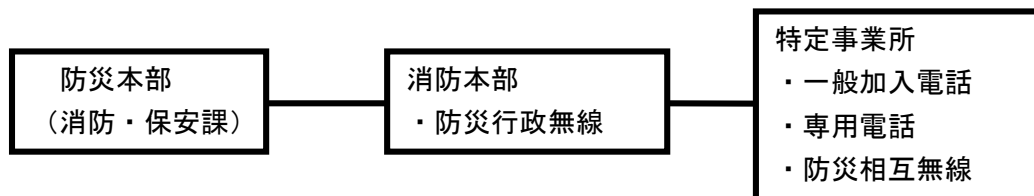
1 連絡を行う情報等の種類

大震法に基づく東海地震予知情報等

- (1) 東海地震注意情報
- (2) 東海地震予知情報
- (3) 警戒宣言

2 警戒宣言等の伝達経路及び方法

- (1) 防災本部から防災関係機関等への伝達経路及び方法は次図のとおりとする。



警戒宣言等の伝達経路及び方法

- (2) 住民等に対する警戒宣言、東海地震予知情報等の伝達

特別防災区域内の住民に対する情報の伝達は、県、市及びその他の防災関係機関が行う。

3 応急対策の実施状況の報告

特定事業者は警戒宣言が発令されたときは地震防災応急対策の実施状況を別記様式5により現地本部長を経由して防災本部長に報告するものとする。

第5節 保安対策

特定事業者は、東海地震注意情報の発表または、警戒宣言が発令された場合、地震災害の未然防止及び、保安確保に万全を期するため、防災応急計画に基づき、保安対策を実施する。

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報内容を事業所内の全ての従業員、外来者への周知徹底を行う。
- (2) 従業員の非常招集を迅速確実に行い、自主防災組織を編成し万全な防災態勢に入る。
- (3) 非常食料・飲料水・救急医療品の確認を行う。
- (4) 防災資機材等の確認（消防車等の起動点検、待機、作業車両の確保等）を行う。
- (5) 非常用無線の点検・配備、非常用電源の点検を行う。
- (6) 工事現場においては工事を中断し、工事現場から作業員を退去させる。
- (7) 製造プラント、用役プラントは、運転状況の確認、安全点検を実施し、運転停止を含む対応を行う。
- (8) 着棧前の船舶は全て着棧を中止し、荷役中の全ての船舶は荷役を中止し離棧する。
- (9) 屋外タンクの油量の平均化の対応を行う。
- (10) その他災害応急計画に関する措置

第6節 消防対策

関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、火災、油の流出等の二次災害の発生を未然に防止し、また、その被害を低減するため、次にあげるところにより消防対策を実施するものとする。

1 特定事業者

特定事業者は、当該特定事業所等で定める応急計画等に基づき、迅速かつ的確に出火防止対策、防災資機材の点検等、地震防災応急対策を実施するものとする。

2 消防機関における措置

消防機関は出火防止のための広報、防災資機材の点検にあたりとともに、特定事業者が実施する地震防災応急対策の指導を行うものとする。

3 海上保安部における措置

海上保安部は、火災、油の流出の警戒にあたる準備を行うとともに、特定事業者が実施する海上災害に係る地震防災応急対策の指導を行うものとする。

第7節 医療対策

東海地震注意情報が発表されたときは、速やかに、救急資機材、医療品等を点検するとともに、出動に備えるものとする。(救急用資機材、医療品等は最大限の災害を想定して十分に用意し、かつ常に点検補充しておくものとする。)

1 特定事業者の措置

特定事業者は、事業所内の災害発生直後の人命救出活動を的確に行うため消防本部、県警察及び医療機関等との連絡が行える態勢を整える。

2 消防本部、県警察及び海上保安部の措置

救出活動及び負傷者の搬送、医療機関との連絡調整を行い速やかに行動に移れる態勢を整える。

3 防災関係機関の措置

市は救出活動態勢を整えるとともに、市の救助力のみでは救出活動に支障が生じると判断される状況が想定される場合、県に対し隣接市町、自衛隊等の応援を求める。

第8節 避難対策

警戒宣言が発令された場合は、第5章に定める避難誘導計画に基づき、地域住民等の生命及び身体を保護するため必要な避難誘導措置を的確かつ円滑に遂行する。

1 市長

警戒宣言が発令された場合、市長は速やかに住民等に対し、避難の勧告又は指示を行う。また、警察官及び海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請する。

2 特定事業者

警戒宣言が発令された場合、あらかじめ定めた計画により避難を実施する。

第9節 交通対策

警戒宣言が発令された場合、県警察は災害時に必要な物資及び防災資機材等の緊急輸送路並びに避難路の確保を行うため、特別防災区域内への緊急車両以外の車両等の立ち入りを禁止し、安全かつ迅速に運行出来る交通規制を的確に行う。

また、災害応急対策に従事する者以外の者に対する立ち入りの制限、若しくは禁止の措置を行う。

海上保安部は、特別防災区域に接岸中の避難対象船舶に対し、港外への避難勧告を出すとともに、前記区域への対象船舶入港制限の措置をとる。

第10節 緊急輸送計画

警戒宣言が発令された場合、緊急輸送は、地震防災応急対策を実施するための要員、食料、医療品、防災資機材等について実施するものとし、実施にあたっては、現地本部長が輸送の量、経路等について、関係機関と十分調整し必要最小限の範囲で実施するものとする。

1 緊急輸送車両の確保

県、市及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用の車両等の確保を図るものとする。

2 緊急輸送車両の確認

緊急輸送車両は、大震法施行令第12条に規定されている緊急通行車両確認証明書及び標章の交付された車両とする。

緊急輸送車両の確認手続きの詳細は県地域防災計画を準用する。

特定事業所地震防災応急対策実施状況報告

年 月 日

三重県石油コンビナート等防災本部

本部長 三 重 県 知 事 様

報告者 事業所名

事業所所在地

代表者名

調査日時	年 月 日 午前・午後 時 分
報告担当者	

事業所が行った処置事項	対 応 状 況
従業員、外来者、周辺住民等への周知徹底	1、完了 2、実施中
従業員の非常参集の状況	1、完了 2、参集中 (%) 3、未実施
自主防災組織の設置状況	1、設置 2、準備中 3、未設置
非常食料・飲料水・救急医療品の確認状況	1、完了 2、確認中 3、未確認
防災資機材等の確認状況	1、完了 2、確認中 3、未確認
非常用無線の点検・配備・非常用電源の点検状況	1、完了 2、点検中
工事現場からの作業員の退去状況	1、完了 2、退去中 3、未実施
製造プラントの運転状況	1、停止 2、一部停止 3、点検中 4、継続
用役プラントの運転状況	1、停止 2、一部停止 3、点検中 4、継続
着栈前及び荷役中の船舶の状況	1、離栈 2、準備中 3、継続
コンビナート間の原材料及び製品の供給・受入状況	1、停止 2、一部停止 3、点検中 4、継続
危険物施設の操業状況	1、停止 2、一部停止 3、点検中 4、継続
高圧ガス製造施設の運転状況	1、停止 2、一部停止 3、点検中 4、継続
屋外タンクの油量の平均化作業状況	1、完了 2、実施中 3、未実施
その他災害応急計画に関する措置	
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	